

低濃度PCB廃棄物建物外搬出業務委託契約に係る公募について（公告）

次のとおり受託者を公募します。

令和5年3月16日

香川県東京事務所長 多田仁

1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 低濃度PCB廃棄物建物外搬出業務委託
- (2) 委託期間 令和5年4月3日～令和5年4月30日
- (3) 委託業務の内容 別添仕様書のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 香川県税に滞納のない者（香川県税の納税証明書（未納のない旨の証明）を提出すること。ただし、応募意思表明書の提出時点において競争入札参加資格者名簿に登載されている者は提出しなくてよい。）

3 応募方法

当該業務について応募意思があるものは表明書を香川県東京事務所に持参、メール、郵送（期間内必着）により提出してください。

なお、表明書については、任意様式で提出いただいても構いませんが、参考様式に記載している内容を記載するようにしてください。代表者印を押印しない表明書を提出する場合は、責任者及び担当者の氏名並びに連絡先（電話番号）を記載してください。このとき、責任者と担当者は同一人物でも差し支えありません。

※「責任者」は、役職に関わらず、請求書等に係る事務を担当する部門の長を、「担当者」は、請求書等に係る事務を担当する部門の者を指します。

(受付期間) 令和5年3月16日(木)から令和5年3月23日(木)まで(土・日曜日及び祝日を除く。)

(受付時間) 8:30~12:00、13:00~17:15

4 契約の方法

- (1) 応募意思表明書を提出した者が1者の場合は、単独随意契約の方法により契約を締結します。
- (2) 応募意思表明書を提出した者が2者以上ある場合は、指名競争入札又は競争見積りの方法により契約相手を選定した上、契約を締結します。

5 応募・照会先

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館9階

香川県東京事務所総務行政部 担当者：五嶋(ごとう)

TEL：03-5212-9100

FAX：03-5212-9101

E-mail：wk1556@pref.kagawa.lg.jp